

事務所通信 (第168号)

税理士法人光成会計事務所
㈱日本資産総研札幌

民法改正で相続が変わる ～ その3 生前贈与等の持戻しの免除について ～

今回は生前贈与（遺贈を含む、以下同じ）された財産の取り扱いについての改正をご紹介します。

相続争いがあった場合、現行の民法では夫婦間で自宅を生前贈与していたとしても、その自宅は相続財産の先渡しとして遺産分割の計算の対象とされる（『持戻し』といいます）ため、配偶者が最終的に取得する財産は、生前贈与がなかった場合と同じになります。

今回の改正で、以下の要件を満たす配偶者に生前贈与された自宅については、この持戻しの対象から外すことが可能となりました。

【持戻しが免除される要件】

- 婚姻期間20年以上の夫婦間の遺贈又は生前贈与であること
- 居住用の建物等の遺贈又は生前贈与であること



【持戻し免除の効果】

配偶者が生前贈与により取得した居住用の建物等については、計算上、相続財産に含めなくて遺産分割協議を行うことができる。



つまり、法定相続割合で遺産分割をする場合、配偶者が相続できる財産が増えることとなる。



婚姻期間20年以上の夫婦間で自宅の生前贈与を行ったときは、他の要件を満たすことで「贈与税の配偶者控除」を適用することができますので、配偶者の権利は税金の面でも守られています。

【贈与税の配偶者控除の要件】

- ①婚姻期間が20年以上である夫婦間での贈与であること
- ②居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与であること
- ③居住用不動産の贈与を受けた年の翌年3月15日までに受贈した不動産に住み、その後も引き続き住む見込みがあること
- ④同じ配偶者から過去にこの控除を受けていないこと
- ⑤贈与税の申告をすること



【贈与税の配偶者控除の効果】

- ・ 贈与税の課税価額から2000万円を控除することができます。
- ・ 控除された部分については、相続税の計算上3年以内贈与に含めないこととされています。

贈与税の配偶者控除を受けることで、配偶者は贈与税について軽い負担で住む家を確保することができます。また、贈与された自宅は相続税の計算の対象からも外れることとなりますので、配偶者だけでなく相続人全員の相続税の負担も軽減されることにつながります。

ただし、生前贈与の際には以下の登記費用がかかります。

- 司法書士への手数料
- 登録免許税 (20/1000)
- 不動産取得税 (3/1000)

生前贈与をご検討の際は、お気軽にご相談下さいませ。

